

特別回報

外航組合員各位

EU と英国による最近の対ロシア制裁

EU の第 18 次対ロシア制裁パッケージ

2025 年 7 月 18 日、EU は第 18 次対ロシア制裁パッケージを採択しました。これらの措置は、改正された [EU 規則 833/2014](#) および [EU 規則 269/2014](#) に記載されています。欧州委員会は、当該措置に関する [プレスリリース](#) および [FAQ](#) を発行しています。

当該措置の概要は、以下のとおりです。

新たな船舶および資産凍結の指定

105 隻の船舶について、ロシアの「シャドーフリート」の一部であるとして、EU の港への寄港や海事その他サービスの提供を受けることが禁止されました（EU 規則 833/2014 第 3 条 s）。また、ロシアのヤマルおよびアークティック 2 プロジェクトからガスを輸送しないという確約が取れた 3 隻の LNG タンカーが制裁対象リストから除外されました。

14 名の個人および 41 の団体が制裁リストに指定されました（これにより資産凍結の対象となります）。これには、既に英国の資産凍結措置の対象となっている Coral Energy/2Rivers Group の関係者と Nayara Energy Limited（ロスネフチが主要株主であるインドの石油精製会社）が含まれています。

プライスカップ制度

EU は、ロシア産の原油（CN コード 2709）に対する上限価格を 1 バレルあたり 60 米ドルから 47.60 米ドルに引き下げました。この新たな上限価格は、2025 年 9 月 3 日から適用されます。それまでは 1 バレル 60 米ドルの上限価格に従うことができますが、2025 年 7 月 20 日以降に締結された契約については 2025 年 9 月 2 日までに、2025 年 7 月 20 日より前に締結された契約については 2025 年 10 月 18 日までに完了しなければなりません。

欧州委員会は、「認可された報告機関」から提供される価格評価に基づいてロシア産の原油価格を監視し、上限価格を流動的に更新する仕組みを確保します。これにより、上限価格は、直近 6 か月間のウラル原油（ロシア産原油の輸出基準価格）の平均市場価格より常に 15%低い水準に設定されることとなります。新たに算出された価格が現行の上限価格と比べて 5%以内の差である場合は、上限価格は変更されません。欧州委員会は、2026 年 1 月 15 日およびそれ以降 6 か月ごとに、平均市場価格を公表し、上限価格を更新します。更新された上限価格は、改定規則が発効した翌月 1 日から適用されます。

英国も、ロシア産の原油に対する上限価格を 1 バレルあたり 47.60 米ドルに引き下げましたが、こちらは 2025 年 9 月 2 日 23:01（英国夏時間）から適用されます。同日より前に契約が有効となり、現行の

1 バレル 60 米ドルの上限価格に従っている取引については、2025 年 10 月 17 日 23:01 (英国夏時間) までの 45 日間の猶予期間が設けられます。英国は、この上限価格の引き下げに関する FAQ を発表しており、[こちら](#) (FAQ no. 154 onwards under ‘Russian Oil Services Ban’) から確認できます。

G7 のプライスキャップ制度の参加国である米国は、ロシア産原油の上限価格を引き下げていません。

石油製品 (CN コード 2710) の上限価格に変更されておらず、原油より高値で取引される石油製品は 1 バレルあたり 100 米ドル、原油より安値で取引される石油製品は 1 バレルあたり 45 米ドルのままです。

貿易

2026 年 1 月 21 日以降、第三国でロシア産原油から精製された石油製品を EU に輸入・輸送すること (それに関連する保険の提供を含みます) が禁止されます (EU 規則 833/2014 第 3ma 条)。ただし、ノルウェー、英国、米国、カナダおよびスイスからの輸入については、適用除外です。これらの国以外の第三国で精製された石油製品を EU に輸入するためには、原油の原産国証明が要求されます。

ロシアの産業能力の強化に寄与する可能性があるとして規制の対象となる物品のリストが拡大されました (EU 規則 833/2014 第 3 条 k)。当該規制により、当該物品のロシアへの輸送 (および関連する保険) が EU 原産であるか否かを問わず禁止されます (なお、猶予期間が設けられています)。対象となるのは、以下の CN コードに該当する物品です。

- 2613 モリブデン鉱および精鉱
- 2707 高温コールタール蒸留油その他の製品および類似品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの
- 2801 フッ素、塩素、臭素およびヨウ素
- 2802 昇華硫黄、沈降硫黄およびコロイド硫黄
- 2803 炭素 (カーボンブラックおよびその他の炭素の形態で、ほかの箇所に特定されていないか含まれていないもの)
- 2804 水素、希ガスその他の非金属
- 2817 酸化亜鉛および過酸化亜鉛
- 2821 酸化鉄、水酸化鉄および結合鉄を Fe₂O₃ として評価した場合に重量で 70%以上の土色顔料
- 2822 酸化コバルト、水酸化コバルトおよび商用酸化コバルト
- 2823 酸化チタン
- 7315 鉄または鋼製の鎖およびその部分品
- 7326 鉄または鋼製のその他の製品
- Ex 74 銅およびその製品 (ただし、CN コード 7401 00 00 を除く)
- 76 アルミニウムおよびその製品

先端技術品の第三国経由の輸出による制裁回避リスクに対処するための措置が導入されました。ロシアの軍事的および技術的強化に寄与する可能性のある物品および技術品の第三国への輸出には、認可が要求されます (EU 規則 833/2014 第 2a 条)。これは、輸出者が所在する EU 加盟国の管轄当局から、当該品目の最終仕向地がロシアである、または最終用途がロシアの事業体であると合理的に考えられると通知された場合に適用されます。

ノルドストリーム

ロシアのノルドストリーム 1 およびノルドストリーム 2 のガスパイプラインに関連する取引は、禁止されています。これには、当該パイプラインの完成、運用、保守または使用に関する物品やサービスの提供が含まれます。

取引禁止

EU は、第 16 次制裁パッケージで導入された制裁指定港に対する取引禁止に関する FAQ に非ロシア産の石炭に関する新たな適用除外規定を設けました。これにより、石炭（CN コード 2701）の当該港からの輸送について、石炭が第三国産であり、かつロシアでは積み込み、出港または通過のみが行われる場合（石炭の原産地および所有者がいずれもロシア以外でなければならない）には、取引禁止は適用されません（EU 規則 833/2014 第 5ae 条第 3 項(g)）。当該取引禁止および EU の FAQ に関する詳細については、2025 年 3 月 26 年付特別回報[第 24-024 号](#)をご参照ください。

金融部門

銀行部門について、サンクトペテルブルク銀行、ヤンデックス銀行、メットコム銀行、ゼント銀行を含む 22 のロシアの銀行が 2025 年 8 月 9 日より全面的な取引禁止の対象となります。新たな取引禁止は、ロシア政府系ファンドであるロシア直接投資基金およびその関連会社も対象としています。

ベラルーシ

EU は、ロシアに対するものと同様の新たな措置をベラルーシに対して課しました。これには、機微な物品および技術ならびにベラルーシの産業能力の強化に寄与する可能性のある物品に対する輸出制限が含まれます。詳細は、改正された[規則\(EC\) 265/2006](#) および[規則 2025/1472](#) で確認できます。

英国の制裁

2025 年 7 月 21 日、英国は、ロシアの「シャドーフリート」の一部を構成する 135 隻のタンカーを制裁リストに指定しました。また、ガボンの船籍登録を行っている Intershipping Services LLC（シャドーフリートの船舶をガボン船籍として登録しているため）および Litasco Middle East DMCC（ロシアのエネルギー会社 Lukoil の国際貿易部門）も指定されました。さらに、英国の規制当局である OFSI は、Litasco Middle East DMCC が関与する取引に関する [General License](#) を発行しており、Litasco DMCC との取引には、2025 年 9 月 18 日 23 時 59 分までの猶予期間が認められています。

制裁違反の取引には保険が適用されませんので、組合員におかれましては、制裁リスクが高い取引を行う前に、関係者、貨物、船舶、その他のサービスプロバイダーについて、取引全体を通じて徹底的なデューデリジェンスを行い、その調査結果を記録に残すことを強く推奨いたします。

国際 P&I グループの全てのクラブが同様の内容の回章を発行しています。

以上